

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 保安林の指定の解除予定（森林保全課）

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについて
の同意を求めるための発起人の届出（水産課）

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可（都市計画課）

開発行為に関する工事の完了（〃）

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

◇ 公 告 砂利採取業務主任者試験の実施（河川課）

告 示

鳥取県告示第五百七十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す

る。

平成四年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町金屋谷字朽谷原二の一五・二の二四・字榎水高原七九三
の三二・七九三の四七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び溝
口町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百七十一号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八
条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災
害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条の二第二項に規定す
る同意を求めることについて、発起人にならうとすることに係る届出があ
ったので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規
則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年六月二十三日

鳥取県知事 西尾 邑次

届出事項		漁業者調査の縦覧	
発起人になるうとする者の住所及び氏名	加入区	漁業の区分	場所
東伯郡泊村大字泊一四九二	泊加入区	漁業災害補償法 第一百四条第二号 に掲げる漁業	泊村漁業 協同組合
中島 春海			
東伯郡泊村大字泊一五七〇			平成四年六月二十三日から七月八日まで
浜田 勝則			
東伯郡泊村大字泊一五五八			
松田 昌知			

鳥取県告示第五百七十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第十条第一項の規定に基づき、円護寺団地土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年六月二十三日

鳥取県知事 西尾 邑次

一 土地区画整理事業の名称

円護寺団地土地区画整理事業

二 施行者の住所及び名称

鳥取市東町一丁目二七一

鳥取県住宅供給公社

理事長 西尾邑次

三 事業施行期間

第一工区 昭和五十八年三月八日から昭和六十二年九月三十日まで

第二工区 昭和五十八年三月八日から昭和六十三年九月三十日まで

第三工区 昭和五十八年三月八日から平成四年三月三十一日まで

変更前

第四工区 昭和五十八年三月八日から平成六年三月三十一日まで

変更後

第四工区 昭和五十八年三月八日から平成五年三月三十一日まで

第五工区 昭和五十八年三月八日から平成六年三月三十一日まで

四 施行地区の区域

変更前

全体区域

鳥取市円護寺字妙見谷口、字妙見北側、字妙見谷川西、字妙見堤ノ下、字妙見西側、字上ノ平ル妙見平、字上ノ平ル西側、字中尾及び字古屋敷の各全部並びに同市円護寺字居邸、字下屋敷田、字朽田、字北谷、字北谷口、字北谷小谷、字妙見谷川東、字古寺、字妙見堤ノ上、字上ノ平ル、字稻干場、字稻荷ノ下モ、字姥ヶ谷、字妙見向平、字北谷山及び字庵ノ城並びに同市覚寺字砂田、字目当、字八反

田、字庵ヶ崎及び字七反田の各一部
変更後

全体区域

鳥取市円護寺字妙見谷口、字妙見谷川西、字中尾及び字古屋敷の各全部並びに同市円護寺字居邸、字下屋敷田、字朽田、字北谷、字北谷口、字北谷小谷、字妙見北側、字妙見谷川東、字妙見堤ノ下、字妙見西側、字古寺、字妙見堤ノ上、字上ノ平ル妙見平、字上ノ平ル西側、字上ノ平ル、字稲干場、字稲荷ノ下モ、字姥ヶ谷、字妙見向平、字北谷山及び字庵ノ城並びに同市覚寺字砂田、字目当、字八反田、字庵ヶ崎及び字七反田の各一部

第一工区

鳥取市円護寺字朽田、字妙見谷口、字北谷口、字北谷、字北谷小谷、字妙見北側、字妙見谷川西、字妙見谷川東、字妙見向平、字中尾及び字北谷山並びに同市覚寺字八反田及び字庵ヶ崎の各一部

第二工区

鳥取市円護寺字下屋敷田及び字朽田並びに同市覚寺字砂田、字目当、字庵ヶ崎及び字七反田の各一部

第三工区

鳥取市円護寺字妙見北側、字妙見堤ノ下、字妙見西側、字古寺、字妙見堤ノ上、字上ノ平ル妙見平、字姥ヶ谷及び字妙見向平の各一部
変更前

第四工区

鳥取市円護寺字上ノ平ル西側及び字古屋敷の各全部並びに同市円護寺字居邸、字妙見北側、字妙見谷川西、字妙見谷川東、字妙見堤

ノ下、字妙見西側、字妙見堤ノ上、字上ノ平ル妙見平、字上ノ平ル、字稲干場、字稲荷ノ下モ、字姥ヶ谷、字中尾及び字庵ノ城の各一部
変更後

第四工区

鳥取市円護寺字居邸、字妙見西側、字妙見堤ノ上、字上ノ平ル妙見平、字上ノ平ル西側、字上ノ平ル、字稲干場、字稲荷ノ下モ、字姥ヶ谷及び字古屋敷の各一部
第五工区

五 事務所所在地

鳥取市円護寺字妙見北側、字妙見谷川西、字妙見谷川東、字妙見堤ノ下、字妙見西側、字中尾、字庵ノ城及び字古屋敷の各一部

鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県住宅供給公社内

六 施行認可の年月日

昭和五十八年二月十七日

七 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務所の掲示板に掲示する。

九 変更認可の年月日

平成四年六月十八日

鳥取県告示第五百七十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年十一月八日 鳥取県指令受鳥土維第五百七十号

二 工区に含まれる地域の名称

鳥取市吉成南町一丁目（第一工区）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市片原一丁目一五

株式会社海南開発

代表取締役 森岡大之郎

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定によ

り告示する。

平成四年六月二十三日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	ライオンシステム FXII	株式会社三共
"	ライオンシステム FXIII	"
"	カジノII	"
"	ホールドフレーション SP	"
"	キヤッツア14	株式会社大一博会
"	ザ・名古屋	"
"	トルネードB	株式会社高尾
"	ヨーチャンズ4	"

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第一項の規定により、平成4

年度の砂利採取業務主任者試験を、次のとおり実施する。

平成4年6月23日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験科目及び試験の時間

試 験 科 目	試験の時間
ア 砂利の採取に関する法令 イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）	午前10時から 正午まで

2 試験の期日及び場所

- (1) 試験の期日 平成4年7月31日（金）
- (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271

鳥取県職員会館 第2会議室及び第3会議室

3 受験手続

次の書類を最寄りの土木事務所に提出すること。なお、受験願書及び履歴書は、土木事務所に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書
- (3) 写真

手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。

4、受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 6,100円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けること。

5 受験願書の提出期間

平成4年7月1日（水）から同月13日（月）まで（郵送の場合は、7月13日（月）までの消印のあるものは有効とする。）

6 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

7 不明な点は、最寄りの土木事務所に問い合わせること。